

〔条例等関係〕

○南アルプス市防災会議条例

平成15年月4月1日
条 例 第 15 号

改正 平成24年9月28日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南アルプス市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南アルプス市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定により水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の南アルプス市防災会議条例(以下「新条例」という。)第3条第5項第8号の委員の任期は、新条例第3条第6項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における新条例第3条第5項第7号の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

○南アルプス市災害対策本部条例

(平成15年4月1日)
(条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、南アルプス市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○南アルプス市災害対策本部活動要領

(平成16年8月20日)
告 示 第 56 号

(趣旨)

第1条 この告示は、南アルプス市災害対策本部条例(平成15年南アルプス市条例第16号)第5条の規定に基づき、南アルプス市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び教育長をもって充て、災害対策本部長(以下「本部長」という。)を助け、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定める順位に従いその職務を代理する。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本市の部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、企業局長、消防長及び危機管理室長をもって充てる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、本市の職員のうちから本部員を任命することができる。

(本部員会議)

第4条 災害に関する情報(以下「災害情報」という。)を分析し、及び災害応急対策の基本方針その他の災害に関する重要事項を協議するため、災害対策本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、本部長が招集する。

(部及び班)

第5条 災害対策本部に、部及び班を置く。

2 部及び班の名称並びに分掌事務並びに部長、副部長、班長、副班長は、別表第1のとおりとする。

(連絡班長会議)

第6条 災害対策本部に各部の連絡調整のため、連絡班長会議を置く。

2 連絡班長会議は、あらかじめ部長が指名した班長をもって構成する。

3 連絡班長会議は、総務対策部長が招集する。

(災害警戒本部)

第6条の2 市長は、災害対策本部の設置に至らない間に、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局の緊密な連絡及び調整が必要と認める場合は、災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置するものとする。

2 第2条及び第3条の規定は、警戒本部について準用する。この場合において、「災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)」とあるのは「災害警戒副本部長」と、「災害対策本部長(以下「本部長」という。)」とあるのは「災害警戒本部長」と、「災害対策本部員(以下「本部員」という。)」とあるのは「災害警戒本部員」と読み替えるものとする。

3 市長は、災害対策本部を設置した場合又は相当規模の災害の発生のおそれがなくなった場合は、警戒本部を廃止する。

(災害時の配備基準)

第7条 災害時の配備基準は、別表第2のとおりとする。

2 部長は、前項の配備基準により、分掌事務についてあらかじめ配備計画をたて、これを所属職員に周知徹底するとともに、当該配備計画を本部長に提出するものとする。配備計画を修正したときも、同様とする。

(第1配備及び第2配備体制)

第8条 本部が設置されていない場合の配備基準は、第1配備及び第2配備体制とする。

2 第1配備下における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 職員は、災害情報の収集に努め、情勢に対応する措置を講ずるものとする。

(2) 部長は、情勢及び災害情報の連絡に即応して、随時所属職員に対し必要な指示を行うものとする。

3 第2配備下における活動の要領は、第1配備体制下における活動を続けるほか、事態の推移に伴い本部を設置できる態勢を確保するものとする。

(第3配備体制)

第9条 本部が設置された場合の配備体制は、第3配備体制とする。

(被害報告)

第10条 部長は、当該分掌事務に係る被害状況を別記様式により逐次本部長に報告するものとする。

(情報の公表)

第11条 災害情報は、本部員会議の協議を経て公表するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、災害対策本部の活動に必要な事項は、南アルプス市地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年2月15日告示第27号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月22日告示第26号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日告示第37号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月4日告示第150号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月27日告示第38号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第56号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日告示第45号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日告示第52号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日告示第67号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日告示第46号)抄

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日告示第57号)抄

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日告示第81号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月17日告示第69号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表 略

別記様式

南アルプス市災害対策本部 被害状況報告書

| | | | |
|---------------------|--------------------|--------------|--|
| 発 生 日 時 | 年 月 日 午前・午後 時 分 | 発 生 場 所 | |
| 報 告 者 課・氏名 | | 電 話 番 号 等 | |
| 災 害 等 の 概 況 | | | |
| 被 害 等 の 状 況 | | | |
| 災 害 対 応 | | | |
| 応 急 対 策 の 状 況 | | | |

○南アルプス市地震災害警戒本部条例

(平成15年4月1日)
(条例第17号)

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、南アルプス市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 消防長又は消防吏員その他の職員のうちから市長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○南アルプス市地震災害警戒本部活動要領

(平成15年4月1日)
(告示第4号)

(趣旨)

第1条 この告示は、南アルプス市地震災害警戒本部条例(平成15年南アルプス市条例第17号。以下「条例」という。)の規定に基づき、南アルプス市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の活動等に関する事項を定めるものとする。

(地震災害警戒副本部長)

第2条 地震災害警戒副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、地震災害警戒副本部長(以下「本部長」という。)を助け、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定める順位に従いその職務を代理する。

(本部員)

第3条 条例第2条第5項第1号に定める機関の職員は、所轄警察署長又はその指名する職員のうちから市長が委嘱する者とする。

2 条例第2条第5項第3号に定める職員は、副市長、部長、会計管理者、企業局長及び議会事務局長とする。

3 条例第2条第5項第4号に定める機関の長、役員又はその指名する職員のうちから市長が任命する者とする。

(災害対策本部活動要領の準用)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置き、その名称及び分掌事務に関しては、南アルプス市災害対策本部活動要領(平成16年南アルプス市告示第56号。以下「災对本部要領」という。)第5条第2項の規定を準用する。

2 警戒本部の会議に関しては、災对本部要領第4条の規定を準用する。

3 警戒本部の配備に係る内容等については、災对本部要領第7条に定める別表第2の配備の例による。

(情報の連絡)

第5条 警戒本部に関係する職員は、勤務時間外及び休日においても、警戒宣言の発令等、地震情報を常に知り得るよう努めるものとする。

2 警戒本部との連絡体制は、警戒本部構成機関の指名する連絡員を設け、所定の場所に常駐させるとともに、所属機関との連絡に当たらせるものとする。

(避難状況等の報告)

第6条 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第28条に定める避難状況等の報告については、南アルプス市地域防災計画の被害状況等報告計画に定めるところにより行うものとする。この場合において、「被害」とあるのは、「避難」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年8月20日告示第57号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月22日告示第28号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月4日告示第151号)

この告示は、公布の日から施行する。

○南アルプス市木造住宅耐震診断事業実施要綱

(平成15年11月20日)
(告示第107号)

(目的)

第1条 この告示は、既存木造住宅の所有者が自己の居住する住宅の耐震診断を実施するにあたり、市が予算の範囲内において木造住宅耐震診断技術者（以下「耐震診断技術者」という。）を派遣し耐震診断を行うことにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震診断の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断技術者 山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会の受講修了者をいう。

(2) 既存木造住宅

ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの（昭和56年5月31日以前に着工し建築した住宅、昭和56年6月1日以降に増築工事をしたものを含む。）

イ 木造在来軸組構法及び伝統構法で建築されたもの

(3) 耐震診断 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断をいう。

(事業対象建築物)

第3条 事業の対象となる建築物は、既存木造住宅で次の各号に該当するものとする。ただし、既に本告示に基づき耐震診断を実施したものは除く。

(1) 2階建て以下のもの

(2) 戸建て住宅で長屋及び共同住宅以外のもの

(3) 延床面積が300m²以下のもの

(4) 併用住宅の場合は、延べ面積の過半が住宅の用に供されているもの

(5) 耐震診断希望者が所有する木造住宅で、市内に住所を有し、かつ居住しているもの

(6) 複数の住宅及び複数棟の住宅の所有者にかかる耐震診断は、主に居住の用に供している1棟とする。

(事業内容)

第4条 市長は、前条に規定する既存木造住宅に、耐震診断を実施するための、耐震診断技術者の派遣を行うことができる。

2 前項の派遣の費用は、市の負担とする。

(委託業務)

第5条 市長は、前条第1項に規定する事業を外部に委託することができる。

(申込み手続き)

第6条 第4条第1項の規定による耐震診断を申し込もうとする者は、南アルプス市木造住宅耐震診断申込書（以下「診断申込書」という。）（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

(耐震診断技術者の派遣の決定)

第7条 市長は、前条に規定する診断申込書を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断技術者の派遣の可否を決定したときは、速やかに南アルプス市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書（以下「派遣可否決定通知書」という。）（第2号様式）を当該申込者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により耐震診断技術者の派遣の決定を通知する場合において、必要があるときは、当該耐震診断技術者の派遣について条件を付すものとする。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないと決定したときは、同項の規定による派遣可否決定通知書によりその理由を付して、当該申込者に通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による派遣可否決定通知書の内容に変更が生じたときは、南アルプス市木造住宅耐震診断技術者派遣変更通知書（第3号様式）を当該申込者に通知するものとする。

(耐震診断の中止等)

第8条 耐震診断申込者は、事情により耐震診断を中止し、又は取り止めるときは、速やかに市長にその旨を申出なければならない。

(耐震診断技術者の派遣の取消し)

第9条 市長は、耐震診断技術者の派遣の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、耐震診断技術者の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により耐震診断技術者の派遣決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(診断費用の返還)

第10条 市長は、前条の規定により耐震診断技術者の派遣を取消した場合において、当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を定めて、その診断にかかる費用の返還を命じることができる。

(耐震診断申込者に対する指導)

第11条 市長は、耐震診断申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

第 1 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

南アルプス市長 様

申込者 住 所
氏 名 (印)
電話番号

南アルプス市木造住宅耐震診断申込書

私は、南アルプス市木造住宅耐震診断事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、次の住宅の耐震診断を実施したので申し込みます。

| | | | |
|---------------|---|-----------------------------------|-----------------|
| 住 宅 の 所 在 地 | 南アルプス市 | | |
| 建 物 の 種 類 | <input type="checkbox"/> 専用住宅 | <input type="checkbox"/> () 併用住宅 | |
| 構 造 | 木造 $\left[\begin{array}{l} \text{瓦} \\ \text{亜鉛鉄板} \\ \text{スレート} \end{array} \right]$ 葺 階建て | | |
| 床 面 積 | 1階 m^2 (併用部分床面積) | 2階 m^2 m^2 | 合計 m^2 |
| 建 築 年 次 | <input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 年 月 <input type="checkbox"/> 昭和 (昭和56年 5 月 31 日以前に工事着手したものが対象) | | |
| 設 計 図 書 の 有 無 | <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 確認申請 <input type="checkbox"/> 住宅金融公庫 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 無 | | |
| そ の 他 | | | |

| | | |
|---------|-------------|-------|
| ※ 受 付 欄 | ※ 決 済 欄 | ※ 決 定 |
| | 課長 リーダー 担当者 | 可 否 |

(注) ※印欄は記入しないでください。

第2号様式（第7条関係）

第 一 号
年 月 日

耐震診断申込者 様

南アルプス市長

南アルプス市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書

年 月 日付けの木造住宅耐震診断申込みについて、内容を審査した結果、次のとおり決定したので、南アルプス市木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条の規定により通知します。

なお、診断日については、派遣する耐震診断技術者より、連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

耐震診断技術者派遣の可否

(1) 派遣します。

ただし、虚偽の申請その他の不正行為等により耐震診断技術者の派遣決定を受けたとき、又はその他市長が不適当と認める事由が生じたときは、耐震診断技術者の派遣及びその耐震診断に係る費用の弁償を請求することがあります。

派遣する耐震診断技術者

| | |
|---------|--|
| 登 録 番 号 | |
| 氏 名 | |
| 住 所 | |
| 電 話 番 号 | |

(2) 派遣いたしません。

派遣しない理由

第3号様式（第7条関係）

第 一 号
年 月 日

耐震診断申込者 様

南アルプス市長

南アルプス市木造住宅耐震診断技術者派遣変更通知書

年 月 日付け第 号で通知した南アルプス市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書に、次のとおり変更が生じたので、南アルプス市木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条第4項の規定により通知します。

変更事項

(1) 耐震診断技術者の変更

| 変 更 前 | |
|---------|--|
| 登 録 番 号 | |
| 氏 名 | |
| 住 所 | |
| 電 話 番 号 | |

| 変 更 後 | |
|---------|--|
| 登 録 番 号 | |
| 氏 名 | |
| 住 所 | |
| 電 話 番 号 | |

変更理由

(2) その他

○南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付 要綱

(平成17年8月1日)
(告示第82号)

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、地域住宅計画、若しくは南アルプス市住宅・建築物耐震化促進計画に基づき既存木造住宅の耐震改修工事又は耐震性向上型改修工事（以下「耐震改修工事等」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市補助金等交付規則（平成15年南アルプス市規則第43号）に規定するもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅

次の要件を備えていなければならない。

- ア 個人が所有する木造在来軸組工法の住宅で、かつ、その個人が居住しているもの
- イ 長屋、共同住宅以外のもの
- ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- エ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
- イ (財)日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断

(3) 総合評点 木造住宅耐震診断による総合評点をいう。

(4) 耐震改修工事 耐震工事の結果、総合評点1.0以上となるものをいう。

(5) 耐震性向上型改修工事 改修工事の結果、総合評点が0.7以上1.0未満となるものをいう。

(6) 高齢者等世帯 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 65歳以上の者のみで構成される世帯
- イ 身体障害者手帳の交付を受けたもので障害の程度が肢体不自由1級若しくは2級である者又は療育手帳の交付を受けたもので障害の程度がAである者が同居する世帯

(7) ブロック塀等 コンクリートや石等のブロック状の素材を組み合わせて建設した塀をいう。

(8) ブロック塀等の耐震改修 社団法人日本建築学会材料施工委員会及び組積工事運営委員会ブロック塀システム研究小委員会により編集された「安心なブロック塀をめざして」に基づく改修工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の交付の対象者は、市内に住所を有し、木造住宅耐震診断を行った既存木造住宅を所有するもの。ただし、市税を滞納している者は対象者から除く。

(補助対象工事)

第4条 補助金の対象は、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 木造住宅耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された既存木造住宅について行う耐震改修工事に係る費用
- (2) 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が0.7未満と診断された既存木造住宅のうち、昭和45年12月31日以前に着工された木造住宅について、高齢者等世帯において行う耐震性向上型改修工事に係る費用

2 前項第1号及び第2号の耐震改修工事等の費用には、ブロック塀等の耐震改修のための費用を含むことができるものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 耐震改修工事等に係る1棟当たりの補助金の交付対象経費、耐震改修工事等に対する助成額及び補助金の交付金額は、次の表のとおりとする。

| | |
|----------------|--|
| 補助金の交付対象経費 | 既存木造住宅の所有者が行う耐震改修工事等に要する経費（補強工事に係る工事費とする。） |
| 耐震改修工事等に対する助成額 | 次に掲げる額の合計額 1 対象経費の3分の2以内で、かつ、80万円を限度とする。（助成額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） 2 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額 |
| 補助金の交付金額 | 助成額から、第2号の額を差し引いた額 |

(補助金の申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める関係書類を添え市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を付することができる。

(計画の変更等)

第7条 申請者は、次に掲げる事項に該当するときは、あらかじめ木造住宅耐震改修補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）に別に定める書類を添え市長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 耐震改修工事に要する経費の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、木造住宅耐震改修補助事業計画変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに木造住宅耐震改修補助事業計画遅滞等報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 申請者が、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、木造住宅耐震改修補助事業計画廃止（中止）届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（着工の届出）

第9条 申請者は、耐震改修工事に着手したときは、木造住宅耐震改修補助事業着工届（様式第8号）に着工の状態が確認できる写真を添え市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第10条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震改修補助事業完了実績報告書（様式第9号）に別に定める書類を添え市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条第2項の規定により完了実績報告書の提出を受けた場合において、申請に係る書類を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を決定し、木造住宅耐震改修事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に木造住宅耐震改修事業費補助金支払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（書類の整理等）

第15条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この告示の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成28年3月31日限りその効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

1660

南アルプス市長 様
 (申請者) 住 所
 氏 名
 電話番号

年 月 日

(印)

木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書

南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第6条第1項に基づき、次のとおり申請します。

なお、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第4条に定める、対象住宅、対象工事を実施することを確認するために南アルプス市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、外国人登録原票、建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

※ 添付書類

- (1) 耐震改修工事見積書
- (2) 耐震診断結果報告書
- (3) 耐震補強計画書
 - ① 案内図、平面図
 - ② 補強計画図、その他補強方法を示す図書
 - ③ 耐震改修後の建物についての耐震診断の総合判定
(建築士の記名、捺印のあるものに限る。)
- (4) 市税納税証明書

| | | | | | | |
|-------|--------------|---------|-----------------|----------------|----|--|
| 住宅の概要 | 住宅の所在地 | | | | | |
| | 住宅の種類 | | 専用住宅 ・ () 併用住宅 | | | |
| | 建築年次 | | 年 月 着工、 年 月 完成 | | | |
| | 階数 | | 延べ床面積 | m ² | | |
| | 併用住宅の住宅以外の面積 | | m ² | | | |
| | 住宅の所有者及び同居者 | 所有者との続柄 | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | |
| | | 本人 | | T・S・H 年 月 日 | | |
| | | | T・S・H 年 月 日 | | | |
| | | | T・S・H 年 月 日 | | | |

| | | |
|-------|-----------|-------------------|
| 工事費等 | 予定工期 | 平成 年 月 日～平成 年 月 日 |
| | 総工事費 | 円 |
| | 内設計/補強計画費 | 円 |
| | 補助対象工事費 | 円 |
| | 総合評点判定費 | 円 |
| 補助申請額 | 円 | |

[南アルプス市防災]

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

南アルプス市長



木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで、申請のあった木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請については、次のとおり決定したので、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 住宅の所在地
- 3 住宅の種類
- 4 その他 補助金交付申請書のとおり

(注意事項)

- ・申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- ・帳簿及び領収書等関係書類は、年度終了後5年間は保管しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

南アルプス市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号



木造住宅耐震改修補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 一 号により交付決定を受けた事業計画について、次のとおり変更したいので、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第7条第1項の基準に基づき申請します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 変更事項
 - (1) 施工箇所及び施工方法の変更
 - (2) 補助金額の変更
 - (3) その他
- 4 添付書類
 - (1) 耐震改修工事見積書
 - (2) 変更耐震改修計画書（補強前後の平面図）
 - (3) その他変更内容が判断できる書類

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

南アルプス市長



木造住宅耐震改修補助事業計画変更承認通知書

年 月 日付け第 一 号で申請のあった木造住宅耐震改修事業
計画変更承認申請について、次のとおり承認するので南アルプス市木造住宅耐震改
修事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 変更後の補助金交付決定額 円
- 4 そ の 他

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

南アルプス市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号



木造住宅耐震改修補助事業計画遅滞等報告書

年 月 日付け第 一 号により補助金交付決定を受けた事業計
画について、次の理由により遅滞が生じたので南アルプス市木造住宅耐震改修事業
費補助金交付要綱第7条第3項の規定により報告します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 遅滞等の内容
- 4 遅滞等の理由

様式第 6 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

南アルプス市長



指 示 書

年 月 日付けで報告のあった、計画遅滞等報告書について南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第 7 条第 4 項の規定により、下記のとおり指示します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 指示の内容

様式第 7 号（第 8 条関係）

年 月 日

南アルプス市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号



木造住宅耐震改修補助事業計画廃止（中止）届

年 月 日付け第 ー 号により補助金交付決定を受けた木造住宅耐震改修補助事業の計画について、次のとおり廃止（中止）したいので、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により届け出ます。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 廃止（中止）の理由

様式第8号 (第9条関係)

年 月 日

南アルプス市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号 印

木造住宅耐震改修補助事業着工届

年 月 日付け第 一 号により補助金交付決定の通知を受けた
木造住宅耐震改修補助事業の計画について、次のとおり着工したので、南アルプス
市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 着工年月日 年 月 日

様式第9号 (第10条関係)

年 月 日

南アルプス市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号 印

木造住宅耐震改修補助事業完了実績報告書

年 月 日付け第 一 号により補助金交付決定の通知を受けた
木造住宅耐震改修事業の計画について、次のとおり事業が完了したので、南アルプ
ス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、報告しま
す。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 完了の年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 工事契約書及び領収書の写し
 - (2) 工事写真 (施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できるもの)
 - (3) 山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会を受講した者の確認を証するもの (当該報告書兼用：下段による)
 - (4) その他、南アルプス市長が必要と認める書類

耐震性能の確認

本件の木造住宅耐震補強助成事業は、耐震補強計画に基づき工事が完成されたことを確認し、補強後の耐震評点が1.0以上であることを証します。

工事監理者等 氏名 印

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

南アルプス市長



木造住宅耐震改修事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、次のとおり確定したので、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 交付決定額 円
- 4 交付確定額 円

様式第11号（第12条関係）

年 月 日

南アルプス市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号



木造住宅耐震改修事業費補助金支払請求書

南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 支払い請求額 円
- 4 振込先

| | | | |
|----------|-------|-------------------|-------|
| 振込先金融機関名 | 金融機関名 | 銀行 | 本店（所） |
| | | 農協 | 本店・支店 |
| | 預金の種類 | 普通 ・ 当座 （該当を○で囲む） | |
| | 口座番号 | | |
| | フリガナ | | |
| | 口座名義人 | | |

○南アルプス市花壇・生け垣推進に関する補助金交付要綱

(平成15年4月1日)
(告示第72号)

(目的)

第1条 この告示は、市内を潤いと安らぎを与えてくれる住環境にするため、花壇と生け垣の推進を積極的に行い、緑豊かな街並み形成を図り、もって健康で文化的な生活の確保を寄与することを目的とする。

(補助基準)

第2条 この告示において補助の対象とする花壇又は生け垣（以下「花壇等」という。）とは、個人が居住するために所有し、又は管理する宅地（同一敷地内で畑として使用している部分を含む。）の公道（幅員が4メートル未満の公道の場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路の境界線をいう。）に面した部分に設置するもので、別表に定める基準に該当するものとする。なお、花壇等を新設するため、既存ブロック塀等の取壊しを行うものについても、同様とする。

(補助金額)

第3条 補助金額は、次項の表の区分により算出した額を合計し、1,000円未満を切り捨てた額とする。

| 花壇・生け垣推進事業 | | 補助対象基本額 | 補助率 |
|------------|---------|------------------|-----------------|
| | | | 補助限度額 |
| 花壇の新設 | 花壇整備費 | 1メートル当たり9,000円 | 2/3 180,000円 |
| | 植栽及び種苗代 | 1平方メートル当たり500円 | 1/1 10,000円 |
| 生け垣の新設 | 植栽樹木費 | 1メートル当たり7,500円 | 2/3 150,000円 |
| 支柱の購入 | 支柱の購入費 | 1メートル当たり1,500円 | 2/3 30,000円 |
| ブロック塀等 | 取壊し費 | 1平方メートル当たり7,500円 | 2/3 150,000円 |

算出式

対象実施経費の単価又は補助対象基本額のいずれか低い方×対象の延長又は面積×補助率＝算出額

ただし、算出額が補助限度額を超えている場合は、算出額を補助限度額とする。

(注) 植栽及び種苗代については、実施経費にかかわらず、当該補助対象基本額を用いる。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、花壇・生け垣設置補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第5条 市長は、補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る事項を審査し、現地調査を行い、適正と認めるときは、補助金交付を決定する。

2 市長は、補助金交付を決定する場合、必要と認めるときは、条件を付して決定することができる。

3 市長は、補助金交付の予算範囲を超えると判断した場合は、決定を延期することができる。

(補助金交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定をした場合は、花壇・生け垣設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(工事の着手)

第7条 申請者は、補助金交付決定の通知を受けた後、工事に着手するものとする。

(申請事項の変更届)

第8条 補助金交付の決定後、第4条の規定による申請事項に変更を生じたときは、花壇・生け垣設置補助金申請事項変更届(様式第3号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、市長は、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(完了及び検査)

第9条 申請者は、花壇等の設置が終わったときは、速やかに完了届(様式第4号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(補助金額確定の通知)

第10条 市長は、検査により適正と認めるときは、補助金額を確定し、花壇・生け垣設置補助金に係る補助金額確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付)

第11条 市長は、確定した補助金額の請求を申請者から受けたときは、補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第12条 花壇等の持つ特性を生かすため、花壇等を設置した者は、適正な維持管理を行い、優れた景観形成に努めるものとする。

2 生け垣は、その高さを2メートル以下、葉張り1メートル以内となるよう管理するものとする。

3 補助対象となった花壇等は、設置後5年間は原則として除去することができないものとする。

(協議)

第13条 補助金交付を受けた者は、積極的に生け垣の育成と保護に努めるとともに、花壇等の設置後に形状の変更をする場合は、市と協議するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請事項に偽りがあったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、義務違反があったとき。
- (その他)

第15条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月26日告示第26号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 花壇

| 区 分 | 基 準 |
|-----------|--------------------------------------|
| 花壇奥行き | 道路・水路の境界線から最低0.7メートルを確保する。（縁石部分を含む。） |
| 花壇延長 | 5メートル以上とする（縁石部分を含む。）。 |
| 花壇面積 | 3.5平方メートル以上とする（縁石部分を含む。）。 |
| 花壇の土留等の高さ | 道路面等から0.3メートルを基準とする。 |

2 生け垣

| 区 分 | 基 準 |
|--------------|--|
| 延長 | 5メートル以上とする。 |
| 樹木の規格 | 樹高（植栽後の宅地面から）1.2メートル以上、葉張り0.3メートル以上とする。 |
| 樹木の間隔 | 1メートルごとに2本以上とする。 |
| 道路・水路からの後退距離 | 幹を境界線から0.6メートル以上離す。 |
| 交差点の安全対策 | 交差点に面した部分の樹高（植栽後の道路面から）を斜辺3メートルの角切りに相当する部分を道路面から0.8メートル以下にする。 |
| その他 | <p>1 宅地には、これと隣接した畑を含む。</p> <p>2 植栽地の盛土をブロック等で囲む場合は、その高さを道路面から0.5メートル以下とする。 （ただし、傾斜地の宅地で道路に面して土留の擁壁がある場合は、宅地面から0.5メートル以下とする。）</p> <p>3 見通しのある金網フェンス等の内側（1.2メートル以内）への生け垣設置は、補助対象とする。</p> |
| 対象樹種 | レッドロビン カナメモチ サンゴジュ ネズミモチ ドウダンツツジ キンモクセイ ゲッケイジュ イヌツゲ イチイ サザンカ シラカシ サカキ コウヤマキ チャボヒバ ウバメガシ 等 |

様式 略

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 令和4年6月24日規則第36号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (一) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により開設することができる。
- (三) 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり330円以内の額とする。
- (四) 福祉避難所（高齢者、障害者等（2の(四)において「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(三)の金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊料金の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (六) 法第四条第一項第一号の避難所を開設することができる期間は災害発生の日から7日以内とし、同条第二項の避難所を開設することができる期間は法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったことが判明し、かつ、現に救助の必要がなくなった日までの期間とする。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他の適切な方法により供与する住宅とする。

(一) 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当は公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。
- (2) 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし

て6,285,000円以内の額とする。

- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合にあっては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に50個未満設置した場合にあっては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (6) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の建築工事が完了した日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。
- (7) 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の現状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて（一）の(2)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供するものとする。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日から（一）の(6)に規定する期限までとする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,180円以内の額とする。
- (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (二) 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

(三) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(一) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。

(三)の(2)及び八の(一)において同じ。)、全島遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(二) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

(三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

| 世帯区分 季別 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人 増すごとに加 算する額 |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------------------|
| 夏季 4月から 9月まで | 18,700円 | 24,000円 | 35,600円 | 42,500円 | 53,900円 | 7,800円 |
| 冬季 10月から 3月まで | 31,000円 | 40,100円 | 55,800円 | 65,300円 | 82,200円 | 11,300円 |

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 世帯区分 季別 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人 増すごとに加 算する額 |
|------------------|--------|---------|---------|---------|---------|--------------------------|
| 夏季 4月から 9月まで | 6,100円 | 8,200円 | 12,300円 | 15,000円 | 18,900円 | 2,600円 |
| 冬季 10月から 3月まで | 9,900円 | 12,900円 | 18,300円 | 21,800円 | 27,400円 | 3,600円 |

(四) 三の(三)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(五) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下この(一)及び(三)において「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

(二) 医療は、次の範囲内において行う。

- (1) 診療

- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

(三) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(四) 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産

(一) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行う。

(二) 助産は、次の範囲内において行う。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(三) 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

(四) 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

五 被災者の救出

(一) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

(二) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

(一) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(二) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

(1) 半壊又は半焼した世帯 一世帯当たり655,000円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 一世帯当たり318,000円

(三) 住宅の応急修理は、災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6箇月以内）に完了しなければならない。

七 生業に必要な資金の貸与

- (一) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。
- (二) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。
- (三) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の額以内とする。
- | | | |
|-----------|-------|---------|
| (1) 生業費 | 1件当たり | 30,000円 |
| (2) 就職支度金 | 1件当たり | 15,000円 |
- (四) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。
- | | |
|----------|------|
| (1) 貸与期間 | 2年以内 |
| (2) 利子 | 無利子 |
- (五) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

八 学用品の給与

- (一) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。（三）において同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。（三）において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。（三）において同じ。））に対して行う。
- (二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。
- | |
|----------|
| (1) 教科書 |
| (2) 文房具 |
| (3) 通学用品 |
- (三) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
- | |
|---|
| (1) 教科書代 |
| (イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 |
| (ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 |
| (2) 文房具費及び通学用品費 |
| (イ) 小学校児童 1人当たり4,700円 |
| (ロ) 中学校生徒 1人当たり5,000円 |
| (ハ) 高等学校等生徒 1人当たり5,500円 |
- (四) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

九 埋葬

- (一) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。
- (二) 埋葬は、原則として、棺又は棺材等の現物をもって、次の範囲内において行う。
 - (1) 棺（附属品を含む。）
 - (2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - (3) 骨つぼ及び骨箱
- (三) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり213,800円以内の額（死亡時において12歳未満であつた者にあつては、170,900円以内の額）とする。
- (四) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

十 死体の搜索

- (一) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
- (二) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

十一 死体の処理

- (一) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
- (二) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- (三) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (四) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
 - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - (3) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - (4) 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

十二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下この十二において「障害物」という。）の除去

- (一) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- (二) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費とする。この場合において、一の市町村における障害物の除去を行った1世帯当たりの費用の平均額は、138,300円以内の額とする。

(三) 障害物の除去のできる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

十三 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(一) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

- (1) 被災者（法第4条第2項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の捜索
- (6) 死体の処理
- (7) 救済用物資の整理配分

(二) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(三) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第二 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

(一) 令第4条第1号から第4号までに規定する者

1 日当

- (1) 医師及び歯科医師 1人1日当たり25,400円
- (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり16,300円
- (3) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり16,100円
- (4) 救急救命士 1人1日当たり14,600円
- (5) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,800円
- (6) 大工 1人1日当たり25,700円
- (7) 左官 1人1日当たり27,000円
- (8) とび職 1人1日当たり24,900円

2 時間外勤務手当

職種ごとに1の(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

3 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

(二) 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額

第1号様式 削除